

なぜ今、『運転事故報告取扱細則』の変更なのか？

指示された様式等による報告の明確化！

社員の「規定性」「報告の仕方」を明確にして、管理責任をシフトか？

『規程』の変更は「事故報告」における 管理責任を社員へ転嫁するため？

10月15日から、『運転事故報告取扱細則』の一部改正が実施され、各職場で規程の訂正が指示されています。社内規程を会社の責任で改正するのはよくあることです。しかし、社員に大きく関わる事柄は、もっと前広な意見聴取や説明などがあって然りだと考えます。

国が、法律改正を行う場合でも国会などで十分な議論を行い、その必要性などを国民に明らかにしています。今回の規程変更は、10月1日に各職場で一斉に掲示された「迅速かつ正確な報告の充実について」と関連して行われたのでしょうが、社員全員に関わることであり、もっと風通し良い職場風土にするために、労働組合とも協議すべきです。

いずれにせよ、「報告」に託^{かこ}つけて、責任追及のみが優先されることがあってはならないと考えます。

さらに、規程を変更して、これまでは管理者が報告していた事柄まで、社員に報告させ、挙げ句の果てに責任のみが追及され、処分が乱発される体制となつては、真の安全確立とは無縁な状況となつてしまいます。そのようにならないことを願います。

皆さんはどう思いますか。真の安全確立に向け職場で議論しましょう！

「迅速・正確な報告の充実」に託^{かこ}つけた
責任追及は、安全確立とは無縁だ！